

## 令和 2 年度 第 1 回岡山支部評議会 議事概要

開催日時：令和 2 年 7 月 17 日（金）14：00～15：45

開催場所：第一セントラルビル 2 号館 8 階会議室 I v y

出席評議員：浜田評議員（議長）・岡山評議員・西尾評議員・中原評議員・高谷評議員・田原評議員

### 議題（1） 令和元年度決算について

事務局より資料に沿って説明

《事業主》

大規模健康保険組合の解散は、もともとの協会けんぽ加入者にメリット・デメリットがあるのか。

（事務局）

協会けんぽに編入するということは財政上厳しい状況であったと推測され、協会けんぽ加入者にとってはメリットがあるとは言えないが、保険者の規模として加入者数が増え安定感が増すかもしれない。

《事業主》

組合解散による協会けんぽへの編入については、議論を行ったうえで実施されるものか。編入を拒むことはできないのか。

（事務局）

法的に協会けんぽが編入を拒むことはできません。

《事業主》

今後、組合解散による編入が増えると、準備金残高が減少していくことになるのか。

（事務局）

準備金残高が減少していく可能性はあります。

《事業主》

健康保険料率が 10%を超える可能性もあるのか。

（事務局）

協会としては 10%が限界という位置づけで、できるだけ長く維持していくよう取り組んでおりますが、単年度収支差が赤字になり準備金残高も減少するという事になれば、10%を超える料率についても議論することになるかもしれません。

《学識経験者》

新型コロナウイルス感染症の収入・支出への影響について、現状で具体的な数字として表れているのか。

（事務局）

支出の面では今回の決算には表れていません。診療報酬支払基金に請求される医療費は

## 機密性 2

例年に比べると少なくなっています。収入の面では、特例措置としての保険料納付猶予については年金機構からの情報では約 300 億円の申請があると聞いています。

### 《学識経験者》

病院が赤字になっていると報道されているが、病院への受診が減っているのか。

#### (事務局)

不急の受診を控えるなど、一時的に受診が減っているものと捉える必要があり、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては受診が増えることも想定されることから長期的に見ていく必要があると思います。

### 《被保険者》

現況統計によると賃金の伸び率が昨年度に比べて約 500 円下がっているが、収入の面で影響は出てくるのか。

#### (事務局)

新型コロナウイルス感染症による休業などで賃金が下がった方については標準報酬月額が変わる可能性があるため、統計と同様に収入が減少する可能性はあると思います。

## 議題（2） 令和元年度支部事業実施結果について

事務局より資料に沿って説明

### 《学識経験者》

ジェネリック医薬品使用促進について、保険者協議会を通じて大規模病院に訪問した際にはどのような反応であったのか。

#### (事務局)

保険者が単独で働きかけても効果が薄いため、保険者協議会としての依頼文書を携えて訪問を実施したところ、ジェネリック使用割合が低いことを認識されて使用割合向上のため協力すると回答いただいた病院もあります。

### 《事業主》

健活企業以外の事業所はまだ保健事業への取り組みが不十分であるように感じる。取り組んでいない事業所への告知・広報はどうしているのか。

#### (事務局)

どうすれば健診受診などの行動変容に繋がるような広報になるのか配慮しながら、DM 送付などを実施しています。

### 《事業主》

次年度については、分かりやすい広報で最低限実施して欲しい重要な事業を徹底的に周知するなどメリハリを付けて、ひとつずつ問題を解決してはどうか。

### 《学識経験者》

保健事業については直接対面することが多いため、新型コロナウイルスの影響で健診が受けられない状況になることがあると想定されるが、加入者の健康を守るためにタブレ

## 機密性 2

ットを活用するなどの対策を考えていくべきではないのか。

(事務局)

健診・保健指導については健診等実施機関に一時見合わせをお願いしていましたが、6月以降徐々に事業を開始しています。保健指導についてはマスクを着用するなどの対応をしながら対面での保健指導を再開していますが、対面のリスクを避けるため昨年度から導入しているタブレットを活用した保健指導をしています。対象者のニーズも高まってくると思います。

《事業主》

無資格受診に係る医療費や保険証回収に係る事務経費などを考慮すると、保険証のデジタル化など医療機関の窓口で保険証の資格が確認できる事業を推進する方が長い目で見ると良いと思うがどうか。

(事務局)

令和3年3月頃からマイナンバーカードでオンライン資格確認が開始予定であり、保険証記号番号でも資格確認が可能になる予定です。オンライン資格確認が開始されれば、無資格受診にかかる問題は改善していくと考えています。

《被保険者》

限度額適用認定証の使用割合が約82%とのことであるが、利用されない原因は医療機関にあるのか患者側にあるのか。

(事務局)

限度額認定証については、多くの医療機関で案内をしていただいております。多くの患者様が利用されていると思います。高額療養費の制度上、合算できるものがある場合には限度額認定証を利用いただいても高額療養費の申請が必要になるため、実際の利用率より使用割合は低くなります。

《学識経験者》

今後は申請しなくても自動的に限度額が計算されるのではないのか。

(事務局)

オンライン資格確認の開始後、保険証の資格確認と限度額の情報が医療機関の窓口にて確認できます。高額療養費の合算が可能かまでは現時点では把握していませんが、今後改善していくものと考えています。